

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>今回の一部改正措置により、リスク管理債権の区分が再生法開示債権の区分等に一本化されるため、リスク管理債権を開示すれば、再生法開示債権の開示義務も充足すると理解してよいか。</p>	<p>今般の改正は銀行法及び再生法上の開示義務を撤廃するものではなく、そのため金融機関は両法令上の開示義務を引き続き遵守する必要があります。</p> <p>すなわち、金融機関は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行法及び再生法双方に基づく義務として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「正常債権」の額を、 ・ 銀行法のみに基づく義務として、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の額等を、 ・ 再生法のみに基づく義務として、「要管理債権」の額を、開示する必要があります。
2	<p>危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権）の定義について</p> <p>「可能性の高い債権」という表現は、「可能性」の評価において当事者である金融機関はもちろん監査人や貴庁など関係者のそれぞれの立場における恣意性が入りやすく、適正な定義とは言えない。さらに、「要管理債権」は、「三カ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」のいずれも、融資条件（契約）の不履行状態の発生という「明確」なイベントを根拠としているのに対し、このカテゴリーよりリスク大とみる危険債権において、融資条件（契約）の不履行状態の発生を前提に置かないのは論理的ではない。「要管理債権」より高いリスクを表現するには、たとえば次のように「要管理債権」の状態が一定期間以上続いている状況にあり、回収可能性が著しく低いことを示す定義が望ましいと考えられる。</p> <p>「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、要管理債権に該当する期間が1年を超えるなど、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が著しく高い債権」</p>	<p>「危険債権」の定義については、監督指針において十分に明確化がなされているものと考えます。</p>
3	<p>現行では三カ月以上延滞債権としているが、改正後は三月以上延滞債権となり、貸出条件緩和債権と字数は同じとなる。現行の三カ月以上延滞債権のほうが十分浸透しており、現行の呼称でも問題はないのではないか。</p>	<p>今般の改正では、労働金庫等における開示事項の簡潔化・明確化等を図る観点から、当該呼称を改正対象としています。</p>

4	<p>改正後のリスク管理債権の対象は、貸出金のみならず、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等に拡大することで、再生法開示債権との平仄を図ることが意図されているものと理解した。一方、リスク管理債権の導入当初には、米国基準と同等の内容のリスク管理債権情報を開示するという目的があったこととの関係からは、米国基準の開示範囲が現状も特に変更されていない中、今回の改正によって、その当初の目的からは乖離することになると考えられる。</p> <p>このような国際間の比較について、どのような整理を行ったうえで本件改正案に至ったのか、その背景をご教授願いたい。</p>	<p>御指摘の「リスク管理債権の導入」とは、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）による銀行等に対するリスク管理債権の開示義務の導入を意味するものと考えますが、当時の改正の趣旨は、従来基準と比べて、(1)延滞債権の範囲を3カ月以上延滞と拡大した点のほか、(2)金利減免等債権ではなく元利支払条件を緩和した全ての債権を貸出条件緩和債権に含むとした点にあります。今般の改正においても当該趣旨は維持されており、そのため「今回の改正によって、その当初の目的からは乖離することになる」との御指摘は当たらないものと考えます。</p>
5	<p>検査マニュアルの廃止後、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストにおける自己査定(別表1)や償却・引当(別表2)がどのような取り扱いとなるのか承知していないが、それを踏襲するのであれば、未収利息は破綻懸念先、実質破綻先および破綻先の場合には、原則資産不計上となっている。しかしながら、要管理債権の三月以上延滞債権や貸出条件緩和債権の対象は、貸出金のみとなる。つまり、要管理債権の未収利息は資産計上されており、正常債権となるわけである。</p> <p>当該要管理債権の未収利息はなぜ、三月以上延滞債権や貸出条件緩和債権の対象にしないのか。</p>	<p>銀行等における開示事項の簡潔化・明確化等を図るとの趣旨を踏まえれば、今般の改正において、新たに要管理債権の対象に未収利息を加える意義は乏しいものと考えます。</p>
6	<p>連結財務諸表の開示実務において、保証子会社の求償債権は貸出金として表示されるケースとその他資産として表示されるケースが存在している。この結果、貸出金として表示されるケースはリスク管理債権に含まれているものと考えられるが、その他資産として表示されるケースにおいては、リスク管理債権に含めているか否かについて、実務上バラつきが生じているものと理解している。</p> <p>今回の改正を契機に、当該実務上の混乱についても整理されることを期待したい。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
7	<p>リスク管理債権の財務諸表注記の開示方法は、「債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権は次の通りであります」と記載したうえで、リスク管理債権の対象となる総与信の定義に含まれる貸借対照表の勘定項目に参照番号を付すという対応でよいか。例えば、与信性仮払金のように貸借対照表上独立した勘定科目となっていない項目については、当該項目が含まれる勘定科目に参照番号を付すことでよいか。</p>	<p>一般に御指摘の対応で問題はないものと思われませんが、いずれにせよ、各金融機関において、適切かつ十分な情報開示を確保するために必要な対応がなされることを期待します。</p>

8	別紙様式第5号など、(記載上の注意)に「(「債権」の定義にあつては、同令第19条の3第3号口)による。」との記載があるが、銀行法施行令には該当する条文がないように見受けられる。	御指摘の「同令」は、銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)ではなく、銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)を指します。
9	「主要行等向けの総合的な監督指針新旧対照表」において、「リスク管理債権額の開示」は、「不良債権の額の開示」に項目名が変更されるとともに、同項目内の(1)及び(2)は削除されている。「不良債権額の開示」の項目だけ残るのか、あるいは同項目内に何らかの指針が今後記述されるのかについて、ご教授願いたい。	現時点では、同項目内に何らかの指針を今後記述する予定はございません。
10	再生法開示債権とリスク管理債権の一本化については、基本的には賛成である。しかしながら、施行期日が令和4年3月31日より適用するのは、余りにも時期が遅いのではないか。コア業務純益(除く投資信託解約損益)等の開示と同時期の施行期日としても、全国の金融機関は対応できると考えられる。	開示の見直しに関する国際的な議論や金融機関における本改正への対応のための負担等を総合的に勘案した結果、令和4年3月31日から適用することが適当であると判断いたしました。

(注) 本文書では、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律	再生法